

家庭用品品質表示法改正に伴う東京都消費生活条例に基づく品質等の表示を行うべき商品（帽子）の指定解除について

家庭用品品質表示法

消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めている。
同法施行令及び施行規則で対象品目を指定している。

以下の4部門で90品目が指定されている。(改正前)

繊維製品： 上衣、ズボン、スカート、下着、靴下、毛布、カーテン 等
※「帽子」は対象外

合成樹脂加工品： 皿、椀、コップ、盆、水筒、洗面器 等
電気機械器具： 洗濯機、冷蔵庫、エアコンディショナー 等
雑貨工業品： 魔法瓶、かばん、靴、合成洗剤、漂白剤 等

東京都消費生活条例（以下「条例」という。）

家庭用品品質表示法で規制のない10品目について、品質表示の基準を作り、事業者基準に合った表示をするよう義務づけている。
都内で消費者向けに販売される商品が規制対象となる。

現行の指定品目（10品目）

ラップ（食品包装用ラップフィルム）、注文衣料、
ガス瞬間湯沸器、歯みがき、注文カーテン、**帽子**、
防虫剤、使いすてカイロ、冷蔵庫用脱臭・消臭剤、
家庭用ゴム・ビニール手袋

家庭用品品質表示法施行規則の改正（平成29年3月30日）

（主な改正内容）

- ・「帽子」を対象品目（繊維製品）に追加（平成30年4月1日施行）

家庭用品品質表示法における対象品目の追加に伴い、これまで条例の指定品目とされてきた「帽子」の指定を解除する必要がある。

（参考）「帽子」の品質表示の比較

家庭用品品質表示法（平成30年4月1日以降）

〈適用対象〉

糸を表生地の一部又は一部に使用して製造したもの

〈表示事項〉

- ・繊維の組成
- ・家庭洗濯等取扱方法
- ・表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」

現行の条例

〈適用対象〉

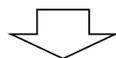
糸を使用した織物製又は編物製の实用帽子で、商品の表面積のうち織物又は編物の割合が50%以上のもの

〈表示事項〉

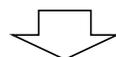
- ・表生地の繊維の組成
- ・取扱方法（家庭洗濯等取扱方法）
- ・事業者の氏名／名称

《商品の指定・解除に係る手続について》

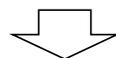
指定（又は解除）の必要性の検討



東京都消費生活対策審議会 諮問（条例第45条第2項）・答申



商品の指定（又は解除）



告示（条例第47条）

【東京都消費生活条例（抜粋）】

（品質等の表示）

第16条 知事は、消費者が商品を購入するに当たりその内容を容易に識別し、かつ、適正に使用するため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品ごとに、その成分、性能、使用方法、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他の表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項（以下「商品表示事項等」という。）を指定することができる。
2から4まで（略）

（東京都消費生活対策審議会）

第45条 都民の消費生活の安定と向上に関する基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。
一 略
二 第14条第1項、第16条第1項から第3項まで又は第17条第1項の規定による指定を行う商品若しくはサービスを選定し、又はその解除をしようとするとき。
三から六まで（略）

（告示）

第47条 知事は、第14条第1項、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項若しくは第22条第1項の規定による指定をし、若しくはその変更若しくは解除をしたとき、又は第19条第2項の規定による基準の設定をし、若しくはその変更若しくは廃止をしたときは、その旨を告示しなければならない。